※※※

令 和 ５ 年 第 １ 回

別 海 町 議 会 定 例 会 会 議 録

※※※

自　令和　５年　３月　９日

至　令和　５年　３月１７日

別　海　町　議　会

令和５年第１回定例会

別　海　町　議　会　会　議　録

第１号（令和　５年　３月　９日）

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員会報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６		令和５年度行政執行方針
日程第　７		令和５年度教育行政執行方針
日程第　８		提出案件の概要説明
日程第　９	承認第　１号	専決処分した事件の承認について（令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号））
日程第１０	議案第１１号	令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）
日程第１１	議案第１２号	令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１２	議案第１３号	令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１３	議案第１４号	令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１４	議案第１５号	令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１５	議案第１６号	令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）
日程第１６	議案第１７号	令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第１７	議案第１８号	令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員会報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６		令和５年度行政執行方針
日程第　７		令和５年度教育行政執行方針
日程第　８		提出案件の概要説明
日程第　９	承認第　１号	専決処分した事件の承認について（令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号））
日程第１０	議案第１１号	令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）

日程第１１　議案第１２号　令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第１３号　令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１３　議案第１４号　令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１４　議案第１５号　令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第１６号　令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号）
日程第１６　議案第１７号　令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第１７　議案第１８号　令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）

〇出席議員（１５名）

	１番　宮越正人		２番　横田保江
	３番　田村秀男		４番　小椋哲也
	５番　外山浩司		６番　大内省吾
	７番　木嶋悦寛		８番　松壽孝雄
	９番　今西和雄		１１番　瀧川榮子
	１２番　松原政勝		１３番　中村忠士
	１４番　佐藤初雄	副議長	１５番　戸田憲悦
議　長	１６番　西原　浩		

〇欠席議員（　１名）

１０番　小林敏之

〇出席説明員

町長	曽根興三	副町長	佐藤次春
教育長	相澤　要	代表監査委員	竹中　仁
選挙管理委員会委員長	永田雅夫	農業委員会会長	小野榮一
総務部長	浦山吉人	福祉部長	今野健一
産業振興部長	門脇芳則	建設水道部長	伊藤一成
教育部長	山田一志	会計管理者	中村公一
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	内山　宏
選挙管理委員会書記長	伊藤輝幸	総務部次長	伊藤輝幸
福祉部次長	干場みゆき	福祉部次長	入倉伸顕
産業振興部次長	佐々木栄典	教育部次長	宮本栄一
生涯学習センター長他	新堀光行	総務課長	伊藤輝幸
総合政策課長	寺尾真太郎	ふるさと応援・情報化推進室長	松本博史
財政課長	角川具哉	税務課長	竹中利哉
防災交通課長	麻郷地　聡	西春別支所長他	小村　茂
尾岱沼支所長他	大坂恒夫	福祉課長	干場みゆき
介護支援課長	高橋勇樹	町民課長	皆川　学
町民保健センター兼母子健康センター長	入倉伸顕	老人保健施設事務長	渡辺久利
農政課長	小野武史	管理課長	松田勝広

建築住宅課長	川畑智明	事業課長	外石昭博
上下水道課長	谷村将志	上下水道課技術長	袴田充輝
病院事務課長	小川信明	監査委員事務局長	千葉　宏
学務・スポーツ課長他	宮本栄一	学校教育課長他	池田卓也
生涯学習課長他	福原義人	図書館長他	堺　啓
町民課主幹	西田和弘		

〇議会事務局出席職員

事務局長	千場富夫	主幹	入田浩明

〇会議録署名議員

4番	小椋哲也	5番	外山浩司
6番	大内省吾		

開会　午前１０時００分

◎開会宣告

〇議長（西原　浩君）　おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者並びに事務局の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため行ってきた、議場内でのマスクの着用については、国のマスク着用の考え方の見直しに伴い、３月１３日以降は、個人の判断に委ねることとしますので、併せて申し上げておきます。

なお、議場内でのアクリル板の設置や室内の換気、人と人との距離の確保など、基本的な感染症対策については、これまで同様に実施して参りますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和５年第１回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１５名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は１０番小林議員であります。

◎表彰状の伝達

〇議長（西原　浩君）　ここで、議事に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

〇議会事務局長（干場富夫君）　このたび、永年にわたる議員の職責をとおして、地方自治の振興・発展に貢献された功績により、全国町村議会議長会から、令和４年度自治功労者として、西原浩議長が議員在職１５年以上表彰を受賞されました。

また、議会の政策機能の強化や一般質問に係る機能強化などが評価され、同じく、全国町村議会議長会から、別海町議会が令和４年度町村議会表彰を受賞いたしました。

このことを受けまして、これより戸田副議長から表彰状の伝達を行います。

西原議長は、質問者席前に移動願います。

戸田副議長は、議長席の前に登壇願います。

それでは、お名前を読み上げますので、順に前にお進みください。

西原浩議長。

（１６番　西原浩議員登壇）

〇副議長（戸田憲悦君）　表彰状。

北海道別海町西原浩殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和５年２月８日。

全国町村議会議長会、会長南雲正。

（表彰状伝達）

（拍手）

〇副議長（戸田憲悦君）　表彰状。

北海道別海町議会殿。

貴議会は、地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努められました。
その功績は顕著であり、他の範とするにふさわしいものであります。
よって、ここにこれを表彰します。
令和５年２月８日。
全国町村議会議長会、会長南雲正。

（表彰状伝達）

（拍手）

○議会事務局長（干場富夫君）　以上で、表彰状の伝達を終わります。
席にお戻りください。

○議長（西原　浩君）　それでは、会議を続けます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（西原　浩君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。
４番小椋議員。

○４番（小椋哲也君）　はい。

○議長（西原　浩君）　５番外山議員。

○５番（外山浩司君）　はい。

○議長（西原　浩君）　６番大内議員。

○６番（大内省吾君）　はい。

○議長（西原　浩君）　以上、３名を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議長（西原　浩君）　日程第２　議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。
なお、本件は、報告のみであります。
議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（今西和雄君）　おはようございます。
本日は、私の方から報告させていただきます。
２月２４日及び３月２日に開催いたしました議会運営委員会で、第１回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。
第１回定例会に町側から提出されております案件は、全部で５０件であります。
提出されました議案は、令和５年度各会計予算８件、令和４年度各会計補正予算８件、条例の制定が３件、条例の一部改正が２１件、条例の廃止が２件、工事請負契約の締結が１件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が１件、町道の路線認定及び廃止が１件、専決処分した事件の承認が１件、別海町監査委員の選任の同意が１件、根室町村等公平委員会委員の選任の同意が１件であります。
これら、提出案件のうち、各会計当初予算の８件及び各会計補正予算の８件、議案第１９号から第２１号の３件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定し、令和５年度各会計予算と令和４年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、議案第１９号から２１号の３件については、新

規条例ですので、総務文教常任委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和５年度各会計予算８件と令和４年度各会計補正予算８件、議案第１９号と第２０号、議案第２１号から第２９号及び議案第４３号と第３３号から第３５号については、関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定しました。

次に、会期及び議事日程であります。

第１回定例会の会期は、３月９日から３月１７日までの９日間とし、初日には行政執行方針、教育行政執行方針と町長提出議案のうち、先議の申出がありました承認第１号の内容説明・質疑・討論・採決、令和４年度各会計補正予算８件の内容説明を行います。

散会後、補正予算の審査を行うため休会とし、予算決算審査特別委員会を開催します。

２日目の３月１０日には、先議案件の令和４年度各会計補正予算の採決を行い、先議以外の町長提出議案の令和５年度各会計予算８件の内容説明と議案第１９号から第４７号及び同意第２号から同意第３号の３１件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

翌週の３月１３日・１４日は、一般質問を行うこととしました。

１４日の一般質問終了後から１６日までは休会とし、１４日は、総務文教常任委員会を開き、１５日・１６日の２日間は、令和５年度各会計予算の審査を行うため、予算決算審査特別委員会を開催します。１５日は一般会計の審査、１６日は特別会計及び企業会計の審査を行い、会計ごとに討論・採決を行うこととしました。

また、１６日は、予算決算審査特別委員会終了後から福祉医療常任委員会と産業建設常任委員会を開きます。

最終日の１７日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行い、その後議員発議案件等の内容説明・質疑・討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、中村議員、外山議員、佐藤議員、木嶋議員、小椋議員、瀧川議員の８名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は２件であります。

内容は、「別海町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を私、今西から、「食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書案」を松壽議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に、「発言の機会の付与」についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対し、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイ

ントを町民の皆様に解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解していただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会での協議しました内容の報告といたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（西原　浩君）　日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１７日までの９日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月１７日までの９日間と決定いたしました。

◎日程第４　諸般の報告

○議長（西原　浩君）　日程第４　諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５　行政報告

○議長（西原　浩君）　日程第５　行政報告を行います。

町長。

○町長（曽根興三君）　おはようございます。

本日、令和５年、第１回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、今任期最後の定例会となりますけれども、１５名の皆様方の御出席を賜りましたことを感謝を申し上げます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。

令和２年１月に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以来、様々に変動する感染拡大状況に、これまで官民一丸となって対応してまいりましたが、ようやく日常生活を取り戻すための一歩となる新たな方向性が示されたことを、大変喜ばしく受け止めております。

これまで８度にわたる感染拡大の波を受けながら、感染拡大防止に取り組まれ、休みなく診療に当たられた医療関係者の皆さま、高齢者及び障がい者施設や、教育・保育施設等に従事する皆さまの尽力に加え、町民・事業者の皆さまの感染対策への協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

昨年１０月２７日から開始しましたオミクロン株対応ワクチン集団接種につきましては、本年１月末に終了いたしまして、２月以降は個別接種に切り替えて実施しておりますけれども、２月２６日までに１２歳以上の町民の５８．８％にあたる７，９５９人の方が接種を終えております。

この間、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐため、ワクチン接種を検討していただくように、町民の皆様への情報提供と接種勧奨に取り組んでまいりましたけれども、今後につきましても、現在、国により行われております、今後の

新型コロナワクチン接種の在り方に係る検討結果等の動向を注視しまして、引き続き、接種体制の確保やワクチンに関する正しい情報発信などに努めてまいりますので、皆様方の御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、産業の動向についてです。

初めに、酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、昨年１月から１２月末までで、５０万２，０００トン、これは対前年比９７．８％、生産額では５１８億７，０００万円、これは対前年比９７．１％となっております。

乳量及び生産額は、生乳生産抑制の影響から減少する結果となりました。

生乳生産農家戸数は、本年２月１日現在で２２戸が離脱しておりまして、このうち１４戸が後継者不在、そして７戸が将来不安や経営不振による離農であり、農家戸数は５８５戸となっております。

昨今の酪農情勢から、将来不安や経営不振による離農が増加傾向にあります。

飼料価格など生産資材の高騰に加えて、個体販売価格の下落や生乳の需給緩和など、酪農情勢は、かつてないほど厳しい局面を迎えております。

本町にとって重要な基幹産業であります酪農を守っていくためにも、動向を注視し、国や道に対し、生産者にとって何が必要な対策なのかという具体的な政策提案を、全道の首長や関係各所と連携をし、行っております。

次に、水産業の状況でございます。

昨年１月から１２月末までの水揚状況は、漁獲量で対前年比８０．２％の２万２，８４９トン、金額では１０３．５％、額で８４億１，８９８万円となりました。

ホタテの水揚げが前年比約７割と大きく落ち込みましたけれども、魚価高に支えられましたことから、秋サケに回復の兆しが見られたことから、金額は前年を上回る結果となりました。

また、昨年１２月から操業開始となっておりましたホタテ漁は、今期は例年より１か月短い４月末までの漁期を予定しております。

漁獲量は昨年を下回っているものの、高値で取引されていることから、金額では昨年を上回っている状況ですけれども、価格は為替や国内外での需要によって大きく左右されますことから、引き続き市場価格の動向に注視しております。

次に、商工業と観光についてです。

１月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援・経営拡大助成等を目的とした起業家支援事業、これが４件で、前年と比べまして９件の減となっております。

また、町内建築業者の受注機会確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業、これは２８件で、物価高やウッドショック等の影響を受けることもなく、例年並みの受注確保につながっていると分析をしております。

商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業、これは８件で、昨年並みの申請状況となっております。

次に観光ですが、１月末現在の観光客入込数は、野付半島など観光施設について回復が見られまして対前年比１４５．１％の２１万９，０００人となっております。

冬季間の人気観光となった氷平線ツアーは、対前年比１３５％の入り込みと大変好調であり、今後のさらなる入込数増加に期待をしているところでございます。

また、２月１２日には民間の団体で結成されました実行委員会が、国内唯一、海が結氷する野付湾を会場といたしました、国内初となる「別海アイスマラソン」を開催いたしま

した。
遠くはカナダ、シンガポール、宮古島など国内外から１１０名の参加がありました。参加者を含め、多くの方が町内外に宿泊し、ＳＮＳやメディアによって国内外に拡散されていることから、新たな冬季間のイベントとして期待をしているところでございます。
次に、除雪の実施状況についてです。
今シーズンは、昨年の１２月から、本日現在まで、延べ５６日間除雪作業を行っております。
このうち、全車出動となった日が４日間ありまして、その他にも一部民有車を１０日間出動させております。
この実績によりまして、除雪委託料は１億３，８００万円程度となる見込みでありまして、予算残額は約２，２００万円となっております。
この先の彼岸荒れ等も見越して、本定例会に除雪費の増額補正予算を計上させていただいておりますけれども、今後におきましても、冬期交通の安全を確保し、町民生活や産業活動の支障にならないよう万全を期してまいります。
最後に、令和５年度の沖縄県道１０４号線越え実弾射撃訓練の分散・実施についてでございます。
１月３１日に防衛省が訓練計画を公表いたしました。
矢臼別演習場での訓練は、令和６年１月から３月までの予定となっておりますけれども、具体的な日程等については、今後日米間において調整が行われ、決定されることとなりますので、情報が入り次第、内容について町民の皆様方へ報告をしたいと考えております。
以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。
この後の、定例会においての御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第６　令和５年度行政執行方針

〇議長（西原　浩君）　日程第６　令和５年度行政執行方針について説明があります。
町長。
〇町長（曽根興三君）　令和５年別海町議会第１回定例会の開会に当たりまして、町政執行に対する所信を申し上げます。
昨年は、長引く円安やロシアのウクライナ侵攻等を起因とする原油価格や物価の高騰、また、夏には新型コロナウイルスのオミクロン株の大流行により医療現場のひっ迫など、町政運営においては、これまで以上に厳しい舵取りの１年間となりました。
そのような中でも、本町では、多くの皆様方が待ち望んでおりました生涯学習センターみなくるの落成に伴い、町制施行５０周年記念式典を挙行させていただいたことをはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限の対策を講じる中、様々な記念事業やイベントを開催することができました。
また、厳しいコロナ禍にあっても、ふるさと納税が順調に推移するなど、本町の魅力を生かしていく新しい兆しも見えてきております。
新型コロナウイルスとの共存、また、かつてない急激な物価高騰など、非常に厳しい社会情勢の中ではありますけれども、令和５年度においても、町民が心豊かに暮らせるまちづくり、これを目指し、広い視野と高い意識を持って、全力を尽くして町政運営を進めてまいります。

それでは、第７次別海町総合計画に掲げる６つの基本目標に沿って令和５年度の主要な施策について申し上げます。

まず１つ目、地域資源を生かした産業のまちですけれども、本町の重要な基幹産業である酪農は、国際情勢の大きな変化や円安などに伴う生産資材価格の高騰、生乳の需給緩和による生産抑制や個体販売価格の下落など、かつてないほどの厳しい状況となっております。

農業者や関係機関の努力により築かれた、生乳生産日本一の別海町酪農を守るために、急激な情勢の変動があっても生産基盤を毀損することがないように、動向をしっかり注視し、持続的発展と経営の安定化に向けた取組を引き続き推進してまいります。

新たな担い手の確保及び後継者対策につきましては、別海町担い手支援協議会などを中心に、新規参入者が円滑かつ確実に就農できるよう、関係機関と連携を取り組んでまいります。

また、別海町酪農研修牧場は、中長期的な視点に立ち、持続的な研修機能の強化と経営の安定化を図ります。

本町酪農家の持続的な発展を後退させぬように、労働負担の軽減を図る新たなスマート農業の導入を推進します。

また、農業分野における脱炭素化の取組として、国が進めるみどりの食料システム戦略、これに基づき、温室効果ガスの削減に向けた調査研究を行うとともに、バイオマス資源循環地域形成の取組を進めてまいります。

森林環境の保全対策についてでございますけれども、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、計画的な町有林整備と森林経営管理制度に基づく適切な私有林管理のための体制づくりに引き続き取り組みます。

また、森林環境譲与税、これを活用し、河畔林整備や担い手支援等をについて実施してまいります。

次に、水産業振興についてでございます。

主要魚種であります秋サケの不漁が依然続いておりまして、一刻も早い資源回復や回帰率の向上が求められていることから、さけ・ます増殖事業協会などの関係機関としっかり連携をし、資源増大の取組に対して支援を継続してまいります。

また、安全・安心な水産物の供給を図るため、水産基盤強化対策を推進するとともに、漁業者や水産加工関係者が安心して水揚げ加工ができる体制づくりを推進してまいります。

次に観光振興についてでございます。

コロナ禍の影響による減少、それによって観光入込客数が徐々に回復傾向にあることから、野付半島ネイチャーセンターを中心に、株式会社別海町観光開発公社、これと連携しながら、野付湾周辺での体験型観光コンテンツの充実を図ります。

また、別海町観光協会によります別海町の魅力の発信と知床ねむろ観光連盟との広域連携による観光入込客数の回復に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてです。

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が喫緊の課題であることから、商工事業者が将来にわたって安心して事業継続できるよう、町内中小企業等への新規就業者に対する就業奨励、これと奨学資金返還支援、これを柱としました中小企業人材確保事業、これを新たにを創設して、令和５年度から人材の確保と産業の維持、継続に向けた取組を進めてまいり

ます。
次に、人と自然が調和するまちづくりです。
近年の地球温暖化による影響で、日本のみならず世界各地で気象災害などが頻発する中、国は、２０５０年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すとしております。
本町においても、かねてより環境変動に危機感を持っておりまして、これまで循環型農業の推進やバイオマス利活用施策、その他の公共施設をはじめとする省エネ化事業などを実施しておりますけれども、住民、団体、事業者、そして町が一丸となりまして、２０５０年度までの二酸化炭素排出量を実質ゼロにする共通の目標に向けて、さらなる取組を推進していくために、本町における「ゼロカーボンシティ」、これをここに宣言いたします。
令和５年度は、取組の基準として、別海町地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、より具体的な指針を定めてまいります。
次に、エゾシカ関係ですけれども、生活環境の被害防止対策については、鳥獣被害防止計画に基づきまして、町内全域を対象とした銃器による春秋の個体数調整捕獲に加えまして、越冬地対策として、囲いワナによる生体捕獲を継続して実施し、今後とも被害防止に努めてまいります。
町民、事業者及び行政が一体となったごみ減量化、この意識を高めて取り組めるように、今後もリサイクルやごみの分別の分かりやすい啓発に努め、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を推進してまいります。
また、ごみ処理施設でございますけれども、根室北部廃棄物処理広域連合、これの維持補修・改修計画が最善なものになるように努力し、安定したごみ処理の継続と負担額の抑制について、各構成町と協議を継続して取り組んでまいります。
適正かつ安定的な、し尿等の処理を継続するため、老朽化しております処理施設の今後の方向性について、令和４年度に策定しました基本構想を基に、効率的かつ経済的な方法を引き続き検討してまいります。
町民の憩いの場であり、子供たちの遊び場など、これらが多くの機能を持つ公園については、これは、今後も、安心して快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。
次、３番目の共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまちづくりです。
全ての町民が心身ともに健やかに過ごせるよう、疾病の早期発見や重症化予防に繋がる特定健診をはじめ、各種健診において、ＡＩ、人工知能ですけれども、これを活用し受診勧奨による新規受診者の確保やコロナ禍にあって受診を中断してきた方の受診率の回復を図ります。
また、保健師等によるきめ細かな保健指導を積極的に行い、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを推進し、保健事業の充実を図ってまいります。
次に、自殺対策ですけれども、引き続き、札幌医科大学をはじめ、関係機関や団体と連携をとりながら、ネットワークの強化を進めるとともに、自殺対策を支える人材の育成に向けて、今後も町民や様々な職種を対象としました研修会を開催し、正しい知識の普及を図ってまいります。
次に、国によります地域医療構想についてでございます。
この間の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、地域医療の状況に応じ検討されるものと考えておりますけれども、町立別海病院のコロナ禍における感染患者の入

院受入れ、また、発熱外来等の診療実態を鑑み、広大な面積を有する本町において唯一の病院であるという重要性を、引き続き、関係機関にしっかりと訴えてまいります。
特に、町立病院の運営についてでございますけれども、町民の命と健康を守るために、引き続き、医師確保推進機関等との連携や医師の派遣をいただいております札幌医科大学との関係をしっかり維持していき、奨学金制度の活用と合わせて、医師及び医療従事者、これの安定的な確保に努めてまいります。
また、将来にわたり安定的な経営基盤の下、適切な医療サービスを提供できるように、令和５年度に「公立病院経営強化プラン」、これを策定してまいります。
次に、別海町地域福祉計画ですけれども、これに基づきまして、町内会や各事業所、社会福祉協議会などと協力関係を保ちまして、地域に密着した住民参画型の体制づくりを進め、全ての町民が思いやりの心を持ち、互いに支えあいながら住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す地域福祉の取組を進めてまいります。
次に、在宅で暮らす高齢者や障がいですけども、これのある方々の不安の解消と安全確保のために、２４時間体制で対応する緊急通報システム事業や災害時避難行動要支援者支援制度、これを推進しまして、緊急時の支援体制の充実に努めます。
さらに、福祉牛乳の支給や福祉入浴券及びバス・ハイヤー共通利用券の給付など、高齢者や障がいのある方などの健康増進及び社会参加を目的とした事業を継続して実施してまいります。
次に、子育て支援に係る施策についてです。
次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子供を産み、子育てできる環境の充実を図るため、国の動向を注視しながら、第２期子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種子育て支援事業を継続して実施してまいります。
また、子供の誕生を町全体で祝福する出産祝金贈呈事業、これや中学生までの医療費を無償とする子ども医療費助成事業を引き続き実施してまいります。
保育園の運営は、子供の数の推移や地域のニーズを的確に捉え、私立認定こども園等としっかり連携を図り、地域の実情を考慮した多様な保育サービスの充実に努めます。
障がい者計画の基本理念であります障がいのある人もない人も一人一人が輝く共生のまち、これの実現を目指しまして、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく各種サービスの提供体制の確保や発達過程に心配のある児童に係わる家族の精神的・経済的、これらの負担軽減を図るとともに、早期療育支援の充実に努めます。
次、高齢者です。
高齢者が、健康でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けまして、医療と介護の連携強化を図るとともに、認知症支援対策の充実や生活支援体制の整備など各種施策を総合的に計画を進めてまいります。
また、東部地区の地域密着型介護サービス施設、これの開設に伴いまして、利用者のニーズに即した介護サービスの提供を推進するとともに、提供体制の充実を図るため、町内の介護サービス事業者で構成します連絡協議会、これと連携をしまして、介護職員確保対策事業を推進し、人材確保に努めてまいります。
老人保健施設等の施設では、自立支援や心身機能の維持・向上を目的として、日常生活や機能訓練、看護、介護サービスを継続して提供できるような体制の維持に努めてまいります。

認知症や障がいのある方々の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、成年後見事業中核機関でありますべつかい安心サポートセンター、これを中心として、一体的な権利擁護支援に取り組むとともに、制度の利用促進を図るため、さらなる周知・啓発と後見事業を支える市民後見人の養成を進めて、引き続き、権利擁護体制の充実に努めてまいります。

国民健康保険は、財政運営の責任主体であります北海道や関係機関と連携し、健全な事業運営に取り組むとともに、北海道国民健康保険運営方針に基づき、加入者負担の公平化に向けて、全道統一化した保険税率の検討等を、これの改正を進め、保険税の適正な課税と徴収の向上に努めてまいります。

様々な事情により生活が困窮している方に対する支援については、それぞれの置かれている生活実態に踏まえ、把握し、状況に応じた支援を提供できるよう、関係機関や民生委員児童委員との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、対象者に寄り添いながら自立に向けた早期支援集めてまいります。

次に４番目、生涯を通じて人と文化を育む学びのまちです。

本基本計画の教育行政に係る具体的方針につきましては、このあと教育長から教育行政執行方針で詳しく申し上げますので、私から総括的な方針について申し上げます。

社会教育の推進については、令和４年４月に完成しました生涯学習センターみなくるを核として、青少年プラザ・ぷらととの３館連携を積極的に図りながら、町民が生涯にわたって学習できる機能を高め、生きがいを持って暮らせる社会を目指してまいります。

また、各公民館や図書館・郷土資料館を拠点として、幅広い世代に対応した学習機会の提供を図ってまいります。

地域を担う若者の健全育成については、別海高等学校の普通科及び酪農経営科の生徒の確保・増員を図るため、各種支援事業を継続して実施してまいります。

また、支援事業に対するニーズを的確に把握するために、生徒や保護者等へのアンケート調査を実施し、今後の支援事業の充実を目指していかなきゃならないと考えております。

地域の事業者の多大な御協力によりまして、堅調な伸びを示しているふるさと納税ですけれども、引き続き、本町を応援いただいている方々から選ばれる生産地となるよう、また、企業からも応援される自治体となるよう、返礼品の独自性やプロモーションを一層強化し、推進体制の総合的な強化を図ってまいります。

次に、移住定住対策ですけれども、対策を担う地域おこし協力隊を１名増員し、これまでの町の魅力発信の強化に加えて、住居対策であります町独自の空き家バンク制度の運用を目指すとともに、ふるさと応援制度推進事業によるプロモーションと連携を図りながら、本町を応援してくれる方々と双方向のつながりが持てる仕組みの立案について調査研究を進めてまいります。

次に、５番目の安全に安心して住み続けられるまちづくりです。

住宅施策については、長寿命化計画に基づき、公営住宅の改修工事を行っております。

既存の公営住宅の質の向上と延命化の取組を進めるとともに、災害発生時の住宅の倒壊被害等を軽減するための、耐震改修費用等の一部を補助、そして既存住宅の耐震化を支援してまいります。

また、空き家対策は、実態調査に基づきまして、対策計画を見直すとともに、空き家の利活用や除却の補助により地域住民の生活環境の保全に努め、そのまま放置すれば保安上

危険となる特定空家等については、法に基づき除却に向けた措置を講じてまいります。
道路・交通網の整備については、町道の舗装化及び橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁の修繕を計画的に進め、歩行者や通行車両の安全確保並びに住民生活の利便性の向上を図ってまいります。
上水道、下水道については、水道事業ビジョン及びストックマネジメント計画などの計画に基づき、各施設等の長寿命化や自然災害への対応を図り、計画的な更新整備により安全・安心な水の供給、処理に努めてまいります。
また、昨年４月に公営企業化しました下水道等事業は、料金改定に係る検討を含めた経営戦略の策定を行い、さらなる健全経営に向けた取組を進めてまいります。
急速に進むデジタル社会に対応するため、キャッシュレス決済やオンライン手続による住民サービスの向上、ペーパーレス等による行政事務の効率化、省力化に取り組むとともに、第５世代移動通信システムである５Ｇ、この利活用による地域課題の解決に向け、広域的な研究活動に参画するなど、情報化のさらなる推進を進めてまいります。
次に、防災対策です。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、これに備え、災害時の被害を最小化するため、啓発・情報提供の推進及び自主防災組織等の関係機関と連携した訓練を実施し、地域と共に災害対応力の強化を図ってまいります。
交通安全・防犯活動についてです。
交通事故及び犯罪の発生を未然に防ぐために、交通安全協会や防犯協会等との関係機関との連携をした啓発活動、これを強化し、安全・安心なまちづくりの向上に努めます。
また、後を絶たない特殊詐欺や悪質商法などから町民を守るため、消費活動や生活に関する様々な悩みや不安を的確に把握し、適切な助言により問題解決できるよう、相談体制の一層の充実を図り、引き続き、町民の消費生活における安全と安心の確保に努めてまいります。
次に、６つ目参画と協働で共につくるまちづくりです。
物価及び電気・燃料費の高騰は、町内会等の活動にも影響が出ていることから、令和４年度に策定した過疎地域持続的発展計画に基づき、令和５年度から令和７年度までの間、町内会等に対する活動交付金及び管理していただいている防犯灯の電気料補助金、これについて、今まで基準額に対して９割の交付でしたけれども、今後は１０割交付に上乗せを拡充して、町内会等の活動の下支えをしてまいります。
官民データ活用推進基本法によるオープンデータへの取組を推進するため、過去からの統計情報などのデータを見やすい形で提供するサイトを構築し、官民協働によるデータ分析を通じた諸課題の解決などにつなげる別海町統計情報データサイト作成事業、これを実施してまいります。
北方領土問題の解決につきましては、昨年２月にロシアがウクライナに侵攻を開始して、先行きが極めて不透明な状況となってまいりました。
元島民は、平均年齢が８７歳を超え、ますます高齢化が進んでいます。
一日も早く領土問題の解決に向け、政府による強力な外交交渉を進めてもらうためにも、それを後押しする領土問題意識の高揚を図る施策に取り組むとともに、返還運動を先細りさせないための後継者育成事業の展開について、国や北海道、関係団体に継続して要望いたします。
多様化・複雑化する町民ニーズに対応することができるよう、民間団体への職員派遣に

加え、ウィズコロナに即した職員研修のあり方について引き続き検討を進め、行政課題の解決とより良い地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。

第７次別海町総合計画は、令和５年度から中間見直し時期となりますけれども、施策を明確化する観点から、令和７年度を始期とします第３期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これと一本化することとし、令和６年度で具体的な策定作業を進めてまいります。

令和５年度は、策定作業に欠かすことができない町民などを対象としたまちづくりアンケートの準備を進めるとともに、幅広い世代の意見を数多く反映できる体制について検討しております。

結びです。

以上、令和５年度、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

本町の財政運営は、別海町中長期財政運営基準で示しているとおり、当面の間、極めて厳しい状況が続くものと見込まれています。

そのような中でも、時代に即応した施策を展開しなければなりませんが、一方で、徹底した経費削減や業務改革をはじめ、既存サービスの見直しについても、町民の皆様と一緒に考えていく必要があります。

持続可能な自治体経営の推進に向けて、好調なふるさと応援寄附金、これによる積立金や令和４年度から新たな財源として活用できるようになった過疎対策事業債、これなどを有効に活用しながら、魅力あるまちづくりに積極的に取り組むとともに、財政の健全化も並行して進めてまいります。

今後においても、次世代を担う子供たちが希望を持ち、各世代の町民の皆様が愛着を感じ、笑顔があふれる別海町を目指し、未来につながるまちづくりを、引き続き、先頭に立って進めていく所存でございます。

町民の皆様、そして議員各位の一層の御理解と御協力を心よりお願い申し上げまして、令和５年度の行政執行方針といたします。

○議長（西原　浩君）　ここで１０分間休憩いたします。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時０４分　再開

○議長（西原　浩君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第７　令和５年度教育行政執行方針

○議長（西原　浩君）　日程第７　令和５年度教育行政執行方針について説明があります。

○教育長（相澤　要君）　議長。

○議長（西原　浩君）　教育長。

○教育長（相澤　要君）　令和５年第１回定例会の開会に当たりまして、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

第７次別海町総合計画のめざす将来像の実現に向け、新時代を見据えながら、新しい時代に求められる教育環境づくりに向けたマネジメントの充実に努めます。とりわけ子供たちには、「ふるさと　べつかい」を学び舎に、相手の気持ちになり多角的に考える力の育

成や意思疎通を高め、コミュニケーション能力の向上を目指す教育を実践します。

そのために、これまで以上に学校と教育委員会の連携を強化することで、時代の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、情報共有はもちろんのこと、縦と横の連携を強化し、組織として躍動します。

続いて、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢を３点申し上げます。

１点目はチーム力向上の取組の推進です。

これまで以上に本町の教育活動を推進させるため、共通の目標を設定するとともに役割を明確化することで、共同作業を通じてその実現を目指します。

また、コミュニケーションを円滑化し、協力体制を向上させることによって、チーム力向上の取組を推進します。

２点目は、つながりを大切にするコミュニティ・スクールの推進です。

これまで各地区において推進してきたコミュニティ・スクールの取組をより一層充実させ、地域と学校が一体となり、学びや育ちの支援を強化させていきます。

また、そうした取組と連動させながら、ふるさとキャリア教育の充実を目指します。

３点目は、特色ある学びの推進です。

本町では、生涯学習の観点から策定した学びの木を軸として、全ての町民が自分らしく学び続け、輝く笑顔や豊かな心で生活する姿を目指した教育を推進するところに特色があります。

学校を中心とした子供の学びはもとより、授業では、児童生徒の学習意欲を高める楽しい学び合い型授業を実施することで、納得感や自己有用感を養い、将来に向かって探究的な学びができる子供を育成します。

また、まちづくりに直結する学びにおいても、互いの学び合いを通じて相手の気持ちを理解し、異なる立場で多角的に考え、リーダーシップやフォロワーシップのもと、個々が主体性をもって協働的な学びが展開できる教育の充実を図ります。

次に、第７次別海町総合計画をもとに、重点的に取り組む施策を申し上げます。

１点目は、生涯にわたり学べる社会教育の推進についてです。

生涯学習の核となる生涯学習センターみなくるの供用が開始されました。

今後は、今の時代・新しい時代に求められる教育環境を、世代間を超えて町民と共に創り上げていきます。

全ての町民が、生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、みなくる、青少年プラザとぷらとの３館連携を積極的に図りながら、町民が主体となり活力ある地域コミュニティづくりを通し、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、各公民館で実施する小学生を対象としたアドベンチャースクールをはじめとする青少年スクール、寿大学などの各種講座・教室を通じて、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境の充実を図ります。

また、よりわかりやすく、身近な情報を提供するとともに、世代間を超えた講座やイベント、教室等の実施を積極的に推進します。

図書館では、乳幼児期から本に親しむため、ブックスタート事業を継続し、赤ちゃんタイムを設定して親子で利用しやすい環境整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず、文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、大活字本や布絵本等の配置を進めるなど、町民のニーズの多様化に対応するよう努めます。

学校図書室については、学校と連携し環境整備を進めるとともに、授業で使用する資料

の貸出やわくわく読書会などの学校訪問事業を実施します。
　また、移動図書館車の運行や上西春別中学校に設置している地域開放型図書館の充実に努め、読書率の向上を図ります。
　さらに、郷土についてより深く知るための地域資料を積極的に収集するとともに、後世に良好な状態で保存するためのデジタル化を進めます。
　２点目は、生きる力を育む学校教育の充実についてです。
　目まぐるしく変化する社会の中で、子供たちが生きる力を身に付け、ふるさとを担う気概と能力を備えた社会人に成長できる教育の充実を図ります。
　子供たちは、地域の人々と触れ合い、様々な体験を重ねる中で自尊感情を高め、地域に貢献しようとする志が育まれていきます。町内全８学校区で実施しているコミュニティ・スクールの取組を充実させながら、地域での学びが学校で、学校での学びが地域の中で発揮されるふるさとキャリア教育を推進します。
　学校教育の一層の充実を図るため、小中一貫教育を推進します。義務教育９年間の学びを切れ目なく展開し、地域の実情に応じた学校の在り方について検討を続けていきます。
　また、架け橋期のカリキュラムの充実を図るとともに、別海高校との連携をさらに強化し、本町に学ぶ子供たちの学びの連続性を確かなものにしていきます。
　別海町生きる力アッププロジェクト事業は、第３次の成果を踏まえ、ふるさとキャリア教育の充実や学び合いによる授業改善を目指して、秋田県大館市に本町教員を派遣します。
　また、学びの土台づくりとして、別海町ビブリオバトルを核とした読書活動を推進するとともに、別海町新聞の日には、児童生徒一人一人に新聞を配布するなど、新聞や新聞を素材としたデジタル教材を積極的に活用し、読解力を中心とした子供たちの資質・能力を高める取組を継続します。
　子供たちの非認知能力に着目し、その重要な育成期である幼児期における教育の充実や、非認知能力を生かした教育活動の充実を図り、子供たちの主体性を育む学校教育が展開できるよう、教職員の研修機会の拡充に努めます。
　別海版ＧＩＧＡスクール構想の実現に向け、授業や家庭学習等の場面において、一人一台端末の効果的活用を図り、個別最適な学びと協働的な学びの幅を広げていくことにより、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代を生きる子供たちに必要な力を身に付けさせます。
　不登校やいじめ問題の解決に向け、スクールカウンセラー、ふれあいるーむ指導員、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、学校と連携した教育相談を継続します。
　また、ふれあいるーむのサテライト機能を活用し、不登校やいじめの解決に向けた対応の充実を図ります。
　特別支援教育においては、支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、通級指導教室の充実を図り、個々の特性に応じた教育の実現を目指します。
　また、現状の特別支援教育支援員の規模を維持して充実した支援を行います。
　英語指導助手ＡＬＴについては、英語の発音はもとより、英語を介したコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を向上させ、相乗効果によりさらなる英語教育の充実を図ります。
　また、幼稚園訪問を引き続き実施し、心豊かな子供の育成を目指します。
　自律的な学習に向かう姿勢の育成を図るため、引き続き、漢字検定、英語検定、算数・数学検定の受検料を助成し、キャリア教育の推進を図ります。

また、タブレットドリルを導入することで、子供たちの主体的な学びを支援します。
学校給食センターでは、子供たちが将来を通じて、健全な食生活を実践できるための食育を、各学校と連携し進めるとともに、郷土の食材や食文化への関心を高めるため、地産地消等にも努めながら、安全な学校給食の提供を行います。
また、食物アレルギーを有する児童生徒にも、学校給食を提供するために、食物アレルギー対応の大原則に基づき、安全性を最優先し、品目を限定して提供を行います。
子供たちへの効果的な教育活動を行うために推進している学校における働き方改革は、学校閉庁日の拡充、部活動休養日の完全実施などの取組を継続実施するほか、在校等時間の分析結果を基に検討した実効性のある新たな取組を実施します。
また、部活動地域移行に向けて、調査・研究を進めます。
地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科生徒及び酪農経営科生徒の確保・増員を目的として、各種支援事業を継続実施し、地域に根ざした高等学校教育の支援を行います。
３点目は、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。
本町の次世代の担い手となる青少年に豊かな社会性と「ふるさと べつかい」への郷土愛を育むため、時代にあった施策を推進します。
ふるさと教育では、学校や地域と連携した中で、郷土資料館やみなくる等の社会教育施設と地域人材を活用しながら郷土愛を育む教育のさらなる充実を図ります。
青少年の健全育成と生活習慣の改善においては、町独自のメディアコントロールシートを活用し、子供や、その家族が主体的に、今の時代に合うメディアとの付き合い方を考え、実効性のある取組を進めます。
別海町生涯教育研究所において、児童生徒等の生活実態の調査研究を行い、今後の施策決定に必要なデータ収集に取り組みます。
また、新たな時代にあった青少年事業を実施するため、積極的に中高生の参加機会を設け、社会性を育む人材育成を図るとともに、青少年プラザの在り方などの地域課題の解決につながるまちづくり活動の促進を図ります。
成人年齢の引き下げに伴う教育的な取組の実施について、具体的な検討を進めてまいります。
４点目は、地域に根差し個性あふれる地域の芸術文化の振興についてです。
地域における芸術文化の振興は、別海町文化連盟をはじめとした各団体への支援や、地域との連携により地域の芸術文化の振興を図ります。貴重な文化財や本町の歴史を学び、理解を深める機会の拡充を図り、郷土愛の高揚に努めます。
本町には、各地域に様々な文化財があります。これらの文化財を幅広く把握し、保存活用の方針を具体化・具現化するため、別海町文化財保存活用地域計画の策定を進めます。
史跡奥行臼駅逓所をはじめとする奥行地区文化財は、これまで道内外から多くの方々が見学に訪れています。引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、夏休みトロッコサンデーや奥行臼散策デーを開催するなど、地域の文化財を学ぶ機会の拡充に努めます。
さらに、３つの異なる交通遺産が集中する奥行地区を歴史観光スポットとして活用するため、奥行臼史跡公園の整備基本計画を策定します。
郷土資料館は、施設の老朽化が喫緊の課題となっており、整備方針について協議を進めてきましたが、今年度からは、学識経験者等で構成する整備検討委員会を設置し、さらなる検討を進めます。

また、加賀家文書館は、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、整備と充実を図ります。

町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を引き続き進め、ふるさと講座、郷土学習出前講座や出前移動展を積極的に開催します。

５点目は、活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

全ての町民が、幼少期から生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる町民皆スポーツの実現をめざします。

そのために、スポーツ協会等と連携をし、地域の特性やスポーツ施設を有効活用した、いつでも、誰でも気軽にできる、スポーツの普及を図ります。

スポーツイベントや町民のニーズに合わせたスポーツ教室を通し、人と地域のつながりを深めるほか、能力・適性・興味などの多様性のあるスポーツ活動を気軽に選べる機会を提供します。

また、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによる町づくりを進めるとともに、別海町スポーツ選手後援会とも連携を図り、スポーツの発展に努めます。

別海町パイロットマラソンは、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら３年ぶりに開催しました。今後もスポーツ交流による人づくりと町づくりを促進するため、令和５年１０月１日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう準備を進めます。

以上が、令和５年度に取り組む重点施策となります。

教育行政執行方針の実現には、地域・学校・家庭・行政が一体となり、チーム力を向上させて町ぐるみで取組を進めていくことが必要です。

別海町教育委員会は、「ふるさと　べつかい」を担う気概と能力を備えた社会人に成長できる教育、「ふるさと　べつかい」に貢献しようとする志をもった町民の学びを実現するための施策を推進します。

依然として続くコロナ対応や、一層多様化・複雑化するさまざまな教育課題への対応が求められる大変な時代ですが、勇気と知性をもって臨めば、ワンランク上のものを次の世代に引き継ぐことができます。

一つ一つの疑問を多様な方面から考察して切り開き、攻めの姿勢で課題解決に向けて取り組んでいくことをお誓い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第８　提出案件の概要説明

〇議長（西原　浩君）　日程第８　提出案件の概要について説明があります。

〇副町長（佐藤次春君）　議長。

〇議長（西原　浩君）　副町長。

〇副町長（佐藤次春君）　はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が４５件、承認が１件、同意が２件、報告が２件であります。

議案第３号から議案第１０号までの８件は、令和５年度各会計予算です。

一般会計では、２００億８,２００万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で

３０３億８,６９９万円となり、前年度比で３.８％の増となっています。
議案第１１号から議案第１８号までの８件は、令和４年度各会計補正予算です。
一般会計の補正内容といたしましては、執行額の確定などによる減額があるものの、除雪経費や電気料金及び燃料費高騰の影響、また、ふるさと応援制度推進事業や小中学校における照明設備のＬＥＤ化事業などの増額により、８６０万円を増額補正するものです。
特別会計では、後期高齢者医療特別会計で広域連合納付金の増による増額補正がありますが、国民健康保険特別会計で保険給付費の減額見込みによる減額補正、その他の特別会計でも執行残の精査などにより、それぞれ減額補正をするものであります。
病院事業会計では、収益的支出の病院事業費用精査による増額、下水道等事業会計では、国の社会資本整備総合交付金の追加配当による増額、水道事業会計では、執行額精査などによる減額補正となるものです。
議案第１９号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報保護法が改正されたことに伴い、現行の別海町個人情報保護条例を廃止するとともに、改正後の同法の趣旨・目的に照らし、町として必要な最小限の事項を定めるため、新たな本条例を制定するものであります。
議案第２０号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、これまで別海町個人情報保護条例に基づき設置をしていた諮問機関は、当該条例廃止後も継続して設置する必要があることから、新たに本条例を制定するものであります。
議案第２１号から議案第２９号及び議案第４３号の１０件については、地方公務員法の改正により令和５年４月１日から、新たに定年年齢の引上げ、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制等が導入されることから、関係する条例の新規制定や一部改正及び廃止を行うものです。
議案第２１号別海町職員の降給に関する条例の制定については、役職定年制では給料月額の７割措置が取られることになりますが、本町においては、降給に関する規定がないことから、新たに本条例を制定しようとするものです。
議案第２２号別海町職員の定年等に関する条例の一部改正については、定年年齢の引き上げ、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する所要の改正を行うものです。
議案第２３号別海町職員の給与に関する条例の一部改正については、６０歳以後の給料月額７割措置及び定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等の制定等、所要の改正を行うものです。
議案第２４号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正については、減給されている職員が降給となった際の規定に関し、必要な所要の改正を行うものであります。
議案第２５号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、議案第２６号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正、議案第２７号職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び議案第２８号別海町人事行政の運営等の状況の一部改正の４件については、いずれも定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する文言修正等、所要の改正を行うものであります。
議案第２９号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部改正については、派遣することができない職員に６０歳以後も特例で管理監督職を占める職員を追加することから、所要の改正を行うものです。
議案第３０号別海町監査委員条例の一部改正については、現在の議会選出の監査議員の

任期をもって、議員のうちから監査委員は選出しないことを明確にするため、所要の改正を行うものです。

議案第３１号別海町手数料条例の一部改正については、令和５年３月からの証明書のコンビニ交付サービスの運用開始に当たり、コンビニに設置している多機能端末機から住民票の写しを交付する場合の手数料を新たに規定する必要があることから、所要の改正を行うものです。

議案第３２号別海町国民健康保険税条例の一部改正については、令和５年度から国民健康保険税における資産割を廃止するとともに、安定した財源確保のため所得割の率、均等割額及び平等割額の改正を行うものであります。

議案第３３号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、民法等関係法令の改正により、安全計画の策定、バス送迎の安全管理の規定の追加及び懲戒権関係規程の削除等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第３４号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正については、関係法令の改正により、安全計画の策定及びバス送迎の安全管理の規定の追加等に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３５号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、民法等関係法令の改正により、懲戒権関係規程が削除されることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３６号別海町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の改正による出産育児一時金の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３７号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、飼料及び肥料等の価格高騰により、預託料の原価計算を行ったところ大幅な上昇が見られたため、使用料を見直すこととし、所要の改正を行うものです。

議案第３８号別海町中小企業融資条例の一部改正については、中小企業振興のさらなる推進を目的に商工会員以外も対象とすること及び利子補給金の特例期間を１年間延長することとし、所要の改正を行うものです。

議案第３９号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部改正については、バンガローＢの改修に伴い、既存のバンガローＡとの差別化を図ることを目的に名称及び使用料を見直すとともに、キャンプ場の事業内容を現状に合わせるため、所要の改正を行うものです。

議案第４０号別海町ふれあいランド条例の一部改正については、別海町ふれあいキャンプ場にウッドデッキを設置し運用するに当たり使用料を定めるとともに、キャンプ場の事業内容を現状に合わせるため、所要の改正を行うものです。

議案第４１号別海町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正において、令和３年度固定資産税評価替えを反映した占用料に単価改正され、令和５年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第４２号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部改正については、昨年１２月定例会で議決を経て導入したコンサートグランドピアノの使用料を設定するため、所要の改正を行うものです。

議案第４３号職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、職員の定年年齢が引き上げられることにより、現行の再任用制度が廃止されることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第４４号別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定については、令和４年

７月に町内全域を対象とし光ファイバ整備事業が完了しました。光ブロードバンドサービスの提供が開始されたことに伴い、本条例を廃止しようとするものです。

議案第４５号工事請負契約の締結については、２月２１日に入札を行った工事のうち、予定価格が１件５，０００万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第４６号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの５地区の辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画を変更するものです。

議案第４７号町道の路線認定及び廃止については、事業の実施等に伴い、変更路線及び新規認定合わせて５路線を認定し、５路線を廃止するものです。

承認第１号専決処分した事件の承認については、町立別海病院事業会計において、新型コロナウイルス感染症に関連する治療薬及び検査試薬の購入費が増加し、予算に不足が生じることとなったことから、補正予算第２号を専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

同意第２号別海町監査委員の選任については、令和５年３月３１日をもって監査委員１名が任期満了となるため、引き続き、同委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第３号根室町村等公平委員会委員の選任については、令和５年３月３１日をもって委員１名が任期満了となるため、引き続き、同委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

報告第２号及び第３号の２件については、専決処分の報告についてです。

いずれも、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原　浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第２２号から同意第３号までの２９件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から同意第３号までの２９件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第９　承認第１号

○議長（西原　浩君）　日程第９　承認第１号専決処分した事件の承認について、令和４年度町立別海院事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君）　はい、議長。

○議長（西原　浩君）　病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君）　はい。

承認第１号について、内容を御説明いたします。
議案の１０７ページをお開きください。
専決処分した事件の承認についてです。
本専決処分につきましては、当初購入予定のなかった新型コロナウイルス感染症の治療薬の購入に当たり予算に不足が見込まれたため、また、新型コロナウイルス感染症患者数が増加したことにより、検査試薬の購入に予算の不足が見込まれたため、令和５年２月１日付で予算の補正を行いましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、承認を求めるものです。
専決処分書を朗読いたします。
専決処分書。
令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別冊のとおり専決処分する。
令和５年２月１日、別海町長曽根興三。
補正内容につきましては、別冊にて御説明いたします。
承認第１号、別冊令和４年度町立別海病院事業会計補正予算書（第２号）の１ページをお開きください。
令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号）。
第１条、総則。
令和４年度町立別海病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第２条、収益的収入及び支出。
予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
支出の１款病院事業費用、１項で６，１５０万円を増額し、合計で２５億１，０５５万１，０００円とする。
第３条、たな卸資産の購入限度額。
予算第９条に掲げるたな卸資産の購入限度額２億９，９８６万円を３億６，８３６万円に改める。
次に、２ページの補正予算実施計画の説明は省略させていただき、３ページの補正予算実施計画説明書から御説明いたします。
補正予算実施計画説明書です。
先ほど款項で御説明いたしましたので、目で説明いたします。
支出です。
１款病院事業費用、１項２目材料費６，１５０万円の増額は、当初購入の予定のなかった新型コロナウイルス感染症治療薬の購入に当たり予算に不足が見込まれたため、薬品費を３，１５０万円増額するほか、新型コロナウイルス感染症患者の増加によるウイルス抗原検査の増加に伴い、検査試薬の購入に予算の不足が見込まれたことから診療材料費を３，０００万円増額するものです。
続いて４ページにお進みください。
令和４年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。
現金の流れを示した表になります。
右側下段の部分で説明いたします。
資本増減額の見込みで１，５９４万９，０００円の増額となり、資金期末残高で１億

９，３１６万５，０００円となる予定です。
続きまして、５ページをお開きください。
令和４年度町立別海病院事業予定損益計算書です。
右下、下から３行目を御覧ください。
当年度純損失見込み１億８，３３６万２，０００円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が２６億４，９３４万円となる見込みです。
６ページの令和４年度町立別海病院事業予定貸借対照表と７ページの注記表の説明は省略させていただきます。
以上が、２月１日付で専決処分した補正第２号の内容となります。
以上で、承認第１号の内容説明を終わります。
○議長（西原　浩君）　承認第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。
質疑に入ります。
（「なし」の声あり）
○議長（西原　浩君）　質疑を終わります。
これから、討論に入ります。
討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（西原　浩君）　これで討論を終わります。
これから採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。
したがって、承認第１号は、原案のとおり承認されました。
ここで１時まで休憩いたします。
午前１１時４８分　休憩

午後　０時５７分　再開
○議長（西原　浩君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１０　議案第１１号から日程第１７　議案第１８号まで
○議長（西原　浩君）　日程第１０　議案第１１号令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）、日程第１１　議案第１２号令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第１２　議案第１３号令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１３　議案第１４号令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第１４　議案第１５号令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第１５　議案第１６号令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）、日程第１６　議案第１７号令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）、日程第１７　議案第１８号令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）の８件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。
内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。
この８件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたい

と考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。
それでは初めに、議案第１１号令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）の説明を求めます。
〇財政課長（角川具哉君）　はい、議長。
〇議長（西原　浩君）　財政課長。
〇財政課長（角川具哉君）　はい。
議案第１１号の内容説明をさせていただきます。
別冊の令和４年度別海町一般会計補正予算書の１ページをお開きください。
令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）。
令和４年度別海町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の補正。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４９億5，８４０万円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条、繰越明許費の補正。
繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。
第３条、債務負担行為の補正。
債務負担行為の追加・変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。
第４条、地方債の補正。
地方債の追加・変更は、「第４表　地方債補正」による。
２ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。
まず、歳入です。
１款町税、１項から４項で5，４３４万1，０００円の増。
２款地方譲与税、２項1，１００万円の減。
３款利子割交付金、１項で７０万円の減。
８款環境性能割交付金、１項で1，１００万円の減。
１０款地方特例交付金、２項で１１８万8，０００円の増。
１３款分担金及び負担金、１項と２項で1，７５８万7，０００円の減。
１４款使用料及び手数料、１項から３項で9，２６４万円の減。
１５款国庫支出金、１項から３項で4，９０３万円の減。
１６款道支出金、１項から３ページにかけて３項で6，０２３万7，０００円の減。
１７款財産収入、１項と２項で3，２２４万7，０００円の増。
１８款寄附金、１項で3億３１０万円の増。
１９款繰入金、１項で2億1，３５４万9，０００円の減。
２１款諸収入、２項と４項及び5項で3，０５０万9，０００円の減。
２２款町債、１項で2，０６０万円の増。
歳入合計で、８６０万円の追加です。
次に、４ページをお開きください。
歳出です。
１款議会費、１項で１８９万円の減。

２款総務費、１項から５項で２億４，６２３万５，０００円の増。
３款民生費、１項と２項で１億２，５９６万９，０００円の減。
４款衛生費、１項と２項で４，７３８万９，０００円の減。
５款労働費、１項で１１万７，０００円の減。
６款農林水産業費、１項から４項で１億６１４万３，０００円の減。
７款商工費、１項で１，９１７万５，０００円の減。
８款土木費、１項と２項及び４項と５ページにかけて５項で２７７万３，０００円の減。
９款消防費、１項で２７２万３，０００円の減。
１０款教育費、１項から６項で７，２４０万６，０００円の増。
１２款公債費、１項で３８６万２，０００円の減。
歳出合計で８６０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ２４９億５，８４０万円とするものです。
６ページをお開きください。
第２表、繰越明許費補正で、３件を追加するものです。
まず、１件目。
２款総務費、１項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業、小中学校等対策経費は、国の補正に伴い、北海道からの補助金の追加交付があり、小中学校や幼稚園の衛生消耗品等を追加購入するもので、年度内に完了しない見込みのため、金額を１，４８５万円として、次に、１０款教育費、２項小学校費、小学校校舎等改修事業及び次の１０款教育費、３項中学校費、中学校校舎等改修事業は、いずれも国の補正に伴う追加採択により、それぞれ中春別小学校及び野付中学校の校舎等のＬＤＥ化やトイレの様式化改修工事を行うもので、年度内に完了しない見込めないため、金額をそれぞれ４，２９０万５，０００円、４，５１２万２，０００円として、繰越明許費を設定するものです。
次に、第３表、債務負担行為補正で、１件の追加と４件の変更です。
まず、追加ですが、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づき、令和４年度借入資金に対する利子補給で、期間は令和５年度から令和１９年度まで、限度額は１，３４６万７，０００円です。
７ページにお進みください。
続いて変更ですが、１件目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業のあさひ西別海地区は、事業費の精査による増額が見込まれることによるもので、期間に変更はありませんが、限度額について７，９０４万３，０００円から１億３５４万円に変更するものです。
次の公の施設に係る指定管理者に対する委託料は３件で、別海町酪農工場及び別海町農漁村加工体験施設、野付半島ネイチャーセンターについては、電気料金や燃料費の高騰などに伴い、指定管理委託料に増額が生じ、債務負担行為限度額に不足が見込まれるため、期間に変更はありませんが、酪農工場は限度額を２，９８３万１，０００円から３，０６６万３，０００円に、農漁村加工体験施設は４，９５８万５，０００円から　　４，９７８万９，０００円に、野付半島ネイチャーセンターは８，２１２万５，０００円から８，２３９万３，０００円に、変更するものです。
次に、第４表、地方債補正で、２件の追加と２９件の変更で、初めに追加についてです。
小学校校舎等改修事業及び次の中学校校舎等改修事業ついては、先ほど、繰越明許費で説明した内容と同様となり、限度額をそれぞれ２，８４０万円、２，９９０万円とするもの

です。
いずれも、起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は３．０％以内、ただし、利率見直し方式で借入れし利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。
８ページをお開き下さい。
９ページにかけて、２９件の変更となります
事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、１件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるもののみ説明させていただきます。
５段目の開南地区農道整備事業から１１段目の北中西別地区農道整備事業の７事業については、北海道が事業主体となる農道工事の負担金事業となりますが、事業費配分額の精査・確定見込額の通知により、６段目の北栄地区農道整備事業は限度額１，９６０万円から１，９８０万円に、８段目の上風連北地区農道整備事業は、１，８６０万円から３，０８０万円に、また、下から３段目、畜産担い手総合整備型再編整備事業について、一部の地区において、財政運営上より有利な地方債を充当できるようになり、併せて充当率が９０％から１００％に変更となることにより、限度額が２，４４０万円から２，４６０万円に、それぞれ増額変更するものです。
なお、変更する２９事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。
９ページにお進みください。
一番下段合計になりますが、補正前の限度額１５億２，９５２万６，０００円に２，０６０万円を増額し、補正後の限度額を１５億５，０１２万６，０００円とするものです。
続いて、１１ページから１２９ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては、全て省略させていただきます。
以上で、議案第１１号一般会計補正予算（第９号）の内容説明を終わります。
〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１２号令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明を求めます。
〇町民課長（皆川　学君）　はい、議長。
〇議長（西原　浩君）　町民課長。
〇町民課長（皆川　学君）　はい。
議案第１２号の内容説明をいたします。
別冊の令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の１ページをお開きください。
令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。
令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の補正。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，０２０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６億円とする。
２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正です。
補正額の欄で申し上げます。
まず、歳入です。
１款国民健康保険税、１項で２，３２６万２，０００円の減。
２款道支出金、１項で２，９９３万６，０００円の減。
３款財産収入、１項で２，０００円の増。
４款繰入金、１項と２項で２，１１１万５，０００円の増。
５款繰越金、１項で１７２万５，０００円の増。
６款諸収入、１項と２項で１，０１５万６，０００円の増。
歳入合計で２，０２０万円の減額です。
３ページにお進みください。
次に、歳出です。
１款総務費、１項から４項で１３８万６，０００円の減。
２款保険給付費、１項で２，０２０万円の減。
４款保健事業費、２項で１９６万７，０００円の減。
５款基金積立金、１項で２，０００円の増。
６款諸支出金、１項で３３５万１，０００円の増。
歳出合計で２，０２０万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ２６億円とするものです。
５ページから１５ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。
以上で、議案第１２号の内容説明を終わります。
〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１３号令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）の説明を求めます。
〇老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君）　はい、議長。
〇議長（西原　浩君）　老人保健施設すこやか事務長。
〇老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君）　はい。
議案第１３号の内容について説明いたします。
別冊の令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書１ページをお開きください。
令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）。
令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の補正。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８，８１０万円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
２ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正です。
補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。
１款介護サービス費、１項で３１５万８，０００円の減。
２款使用料及び手数料、１項と２項で２７６万９，０００円の増。
４款繰入金、１項で５６万１，０００円の減。
６款諸収入、１項で５万円の増。
歳入合計で９０万円の減額です。
次に、歳出です。
１款介護サービス事業費、１項で９０万円の減。
歳出合計で９０万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億８，８１０万円とするものです。
３ページから９ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。
以上で、議案第１３号の内容説明を終わります。

〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１４号令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明を求めます。

〇介護支援課長（高橋勇樹君）　はい、議長。

〇議長（西原　浩君）　介護支援課長。

〇介護支援課長（高橋勇樹君）　はい。
議案第１４号の内容説明をいたします。
別冊の令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算書１ページをお開きください。
令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）。
令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の補正。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，３３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億７，６８０万円とする。
２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
２ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正です。
補正額の欄で申し上げます。
まず、歳入です。
１款保険料、１項で２２６万７，０００円の減。
３款国庫支出金、１項と２項で９２２万円の減。
４款支払基金交付金、１項で１，６１２万５，０００円の減。
５款道支出金、１項と２項で６００万円の減。
７款繰入金、１項と２項で３１万２，０００円の増。
歳入合計で３，３３０万円の減額です。
３ページにお進みください。
次に、歳出です。
１款総務費、１項から３項で３１１万６，０００円の減。
２款保険給付費、１項で２，０００万円の減。
３款地域支援事業費、１項と３項で１，０１８万４，０００円の減。

歳出合計で３，３３０万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億７，６８０万円とするものです。

５ページから１６ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第１４号の内容説明を終わります。

〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１５号令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を求めます。

〇町民課長（皆川　学君）　はい、議長。

〇議長（西原　浩君）　町民課長。

〇町民課長（皆川　学君）　はい。

議案第１５号の内容説明をいたします。

別冊の令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１２０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

１款後期高齢者医療保険料、１項で１，６１４万円の増。

２款広域連合支出金、１項で２万１，０００円の減。

３款繰入金、１項で３２２万４，０００円の減。

４款繰越金、１項で４０万５，０００円の増。

歳入合計で１，３３０万円の追加です。

次に、歳出です。

１款総務費、１項で１０万１，０００円の減。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項で１，４１５万１，０００円の増。

３款諸支出金、１項で７５万円の減。

歳出合計で１，３３０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億１２０万円とするものです。

３ページから８ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第１５号の内容説明を終わります。

〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１６号令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）の説明を求めます。

〇病院事務課長（小川信明君）　はい、議長。

○議長（西原　浩君）　病院事務課長。
○病院事務課長（小川信明君）　はい。
議案第１６号の内容説明をいたします。
別冊の令和４年度町立別海病院事業会計補正予算書の１ページをお開き願います。
令和４年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）。
第１条、総則。
令和４年度町立別海病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
第２条、収益的収入及び支出。
予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
収入の１款病院事業収益、１項と２項合わせて１，１９６万３，０００円を減額し、合計で２２億４，０３３万４，０００円とする。
次に、支出の１款病院事業費用、１項と２項合わせて３，４８４万７，０００円を増額し、合計で２５億４，５３９万８，０００円とする。
第３条、資本的収入及び支出。
予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，５７０万７，０００円は過年度分損益勘定留保資金８，５７０万７，０００円で補てんするものとする。）
収入の１款資本的収入は、１項から３項で合わせて１９７万５，０００円を減額し、１億６，２７９万８，０００円とするものです。
次に、支出の１款資本的支出は、１項で６７万円を減額し、２億４，８５０万５，０００円とするものです。
続きまして、２ページをお開きください。
第４条、企業債の変更。
予算第５条に掲げる企業債を次のとおり改める。
起債の目的、医療機械器具購入事業、補正前の限度額１，４４０万円を補正後の限度額１，３３０万円とする。
設備更新事業、補正前の限度額５６０万円を補正後の限度額５４０万円とするものです。
なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法は、補正前と変更はありません。
次に、第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
予算第７条に掲げる経費を次のとおり改める。
１号、職員給与費、４４１万円を減額し、１１億８，８６０万１，０００円とする。
２号、交際費、６０万円を減額し、７０万円とする。
第６条、他会計からの補助金。
予算第８条に掲げる金額を次のとおり改める。
１号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、１５０万円。
２号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、２，９３１万円。
３号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、８３４万４，０００円。
４号、児童手当に要する経費、６３６万円。
５号、院内保育所に要する経費、１，８４５万５，０００円。
６号、医師の派遣をうけることに要する経費、３，４０６万円。
次に、３ページから７ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いた

します。
続いて８ページをお開きください。
令和４年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。
現金の流れを示した表になります。
右側下段の部分で説明いたします。
資金増減額の見込みで１，４１６万９，０００円の増額となり、資金期末残高で１億９，１３８万５，０００円となる予定です。
続きまして、９ページをお開きください。
令和４年度町立別海病院事業予定損益計算書です。
右下、下から３行目を御覧ください。
当年度純損失見込み１億６，６６８万４，０００円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が２６億３，２６６万２，０００円となる見込みです。
１０ページの令和４年度町立別海病院事業予定貸借対照表と１１ページの注記表の説明は省略させていただきます。
以上で、議案第１６号の内容説明を終わります。
〇議長（西原　浩君）　次に、議案第１７号令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）の説明を求めます。
〇上下水道課長（谷村将志君）　はい、議長。
〇議長（西原　浩君）　上下水道課長。
〇上下水道課長（谷村将志君）　はい。
議案第１７号の内容説明をいたします。
別冊の令和４年度別海町水道事業会計補正予算書の１ページをお開きください。
令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）。
第１条、総則。
令和４年度別海町水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。
第２条、収益的収入及び支出。
予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入です。
１款水道事業収益、１項と２項で５９５万８，０００円を増額し、１１億６３９万５，０００円とするものです。
続いて、支出です。
１款水道事業費用、１項と２項で１，９５２万円を減額し、９億１，２８９万１，０００円とするものです。
第３条、資本的収入及び支出。
予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億８，８２２万４，０００円は、減債積立金２億１，５５４万２，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，４７９万７，０００円、過年度分損益勘定留保資金１億２，７８８万５，０００円で補てんするものとする。）
初めに、収入です。
１款資本的収入、１項と２項で２，４１６万８，０００円を減額し、３億７５０万円とするものです。

続いて、支出です。
１款資本的支出、１項で３，５７６万１，０００円を減額し、６億９，５６４万４，０００円とするものです。
２ページをお開きください。
第４条、企業債。
予算第６条で定めた起債の限度額を次のように改める。
変更です。
起債の目的、農業水路等長寿命化事業は、本年度の事業費精査に伴い、限度額１，４２０万円から６７０万円を減額し、７５０万円とするものです。
なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更がありませんので、説明を省略させていただきます。
合計で、補正前限度額３億１，４２０万円から６７０万円を減額し、補正後限度額を３億７５０万円とするものです。
第５条、たな卸資産購入限度額。
予算第９条に定めたたな卸資産の購入限度額「２，７２８万８，０００円」を「２，０６０万６，０００円」に改める。
次の３ページから８ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。
９ページをお開きください。
令和４年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。
現金の流れを示した表になります。
下から３行目を御覧ください。
資金増減額の見込みです。
５，９２０万２，０００円の増額となり、最下段の資金期末残高２９億４８０万４，０００円となる予定です。
続いて、１０ページをお開きください。
令和４年度別海町水道事業予定損益計算書です。
下から４行目を御覧ください。
当年度純利益の見込みです。
１億５，８７８万４，０００円となる予定です。
次の１１ページ、令和４年度別海町水道事業予定貸借対照表と１２ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。
以上で、議案第１７号の内容説明を終わります。

○議長（西原　浩君）　次に、議案第１８号令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君）　はい、議長。

○議長（西原　浩君）　上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君）　はい。
議案第１８号の内容説明をいたします。
別冊の令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算書の１ページをお開きください。
令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）。
第１条、総則。

令和４年度別海町下水道等事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。
第２条、収益的収入及び支出。
予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
初めに、収入です。
１款水道事業収益、１項と２項で１，０３０万７，０００円を減額し、５億２，４８１万９，０００円とするものです。
続いて、支出です。
１款水道事業費用、１項と２項で２４６万６，０００円を増額し、５億７，２０５万４，０００円とするものです。
２ページをお開き願います。
第３条、資本的収入及び支出。
予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１，１６９万１，０００円は引継金１，１６９万１，０００円で補てんするものとする。）
初めに、収入です。
１款資本的収入、１項から５項で１，５１５万７，０００円を増額し、５億３，０１１万１，０００円とするものです。
続いて、支出です。
１款資本的支出、１項で１，２７２万７，０００円を増額し、５億４，１８０万２，０００円とするものです。
続いて、３ページにお進みください。
第４条、企業債。
予算第５条で定めた起債の限度額を次のように改める。
変更です。
初めに、表の上段の起債の目的、特定環境保全公共下水道事業は、事業費の追加配分に伴う増額によるもので、限度額５，６８０万円から８９０万円を追加し、６，５７０万円とするものです。
続きまして、表の下段、起債の目的、漁業集落排水事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、限度額８，５００万円から１３０万円を減額し、８，３７０万円とするものです。
なお、この２つの事業とも、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更後ございませんので、説明を省略させていただきます。
合計で、補正前の限度額１億７，５７０万円から７６０万円を追加し、補正後限度額を１億８，３３０万円とするものです。
次の５ページから９ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。
続いて、１０ページをお開き願います。
令和４年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。
現金の流れを示した表になります。
下から３行目を御覧ください。
資金増減額の見込みです。
１，８８６万２，０００円の減額となり、最下段の資金期末残高は、４，２７５万

１，０００円となる予定です。
　続いて、１１ページにお進みください。
　令和４年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。
　下から４行目を御覧ください。
　当年度純損失の見込みです。
　５，５１５万円となる予定で、最下段の当年度未処理欠損金も、同額の５，５１５万円となる見込みです。
　次の１２ページ令和３年度別海町水道事業予定貸借対照表と１３ページからの注記表の説明は省略をさせていただきます。
　以上で、議案第１８号の内容説明を終わります。
〇議長（西原　浩君）　以上で、議案第１１号から議案第１８号までの令和４年度別海町各会計補正予算の８件についての内容説明が終わりました。
　お諮りします。
　ただいま上程中の令和４年度別海町各会計補正予算の８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
〇議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第１１号から議案第１８号までの８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。
　お諮りします。
　ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。
　これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
〇議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。
　したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎休会の議決

〇議長（西原　浩君）　ここでお諮りいたします。
　この後、予算決算審査特別委員会開催のため、本日散会後、休会としたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
〇議長（西原　浩君）　異議なしと認めます。
　したがって、本日散会後、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

〇議長（西原　浩君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。
　本日はこれで散会します。
　なお、明日は、午前１０時から本会議を行いますので、御参集願います。
　皆さん大変御苦労さまでした。
散会　午後　１時４５分

上記は、地方自治法第１２３条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和　　年　　月　　日

署　名　者

別海町議会議長

議　　員

議　　員

議　　員